

整備管理者の服務要領

昭和48年 7月 5日制定
昭和52年 1月10日改定
昭和59年11月21日改定
平成10年 1月 1日改定
平成17年 4月 1日改定
平成19年 4月 1日改定
平成19年 9月10日改定
平成21年 4月 1日改定
平成24年 2月23日改定

第1章 総 則

(目的)

第1条 この服務要領は、道路運送車両法(昭和26年6月1日法律第185号)(以下「法」という)及び法施行規則(昭和26年8月16日運輸省令第74号)(以下「規則」という)に基づき整備管理者の服務に必要な事項を定め、当局事業用自動車(以下「車両」という)の安全運行の確保を図ることを目的とする。

(選任)

第2条 法第50条に基づき当局自動車営業所、支所及び分駐所の車両の本拠ごとに、整備管理者を選出する。

整備管理者は、整備管理者の資格要件を満足する者から局長が選任する。

(補助者)

第3条 整備管理者が自ら業務を行うことができない場合は、予め選任された整備管理者の補助者(以下「補助者」という)を通じて業務を執行することができる。

(1)補助者は、整備管理者の資格要件を満足する者又は整備管理者が研修等を実施して十分な教育を行ったものから、所長の推薦に基づき、自動車部長が選任する。

(2)補助者は、整備管理者が不在の時は、次条第2号及び第9号の日常点検に係る職務を代行する。

(3)補助者は、業務執行の結果について整備管理者に報告しなければならない。

(権限)

第4条 法第50条第2項及び規則第32条に基づき整備管理者に対し次の権限を附与する。

(1)法第47条の2項に規定する日常点検の実施方法を定めること。

- (2) (1) の点検結果に基づき、運行の可否を決定すること。
- (3) 法第48条第1項に規定する定期点検を実施すること。
- (4) (1) 及び(3) の点検のほか、随時必要な点検を実施すること。
- (5) (1)、(3) 又は(4) の点検の結果必要な整備を実施すること。
- (6) (3) の点検及び(5) の整備実施計画を定めること。
- (7) 法第49条の定期点検整備記録簿、その他の点検及び整備に関する記録簿を管理すること。
- (8) 車庫の管理をすること。
- (9) 前(1)～(8)に掲げる事項を処理するため、乗務員及び整備員等を指導し、監督すること。

(服務)

第5条 関係法規及び当局諸規定によるほか、本服務要領により業務上の職責を完全になしとげなければならない。

(研修)

第6条 旅客自動車運送事業等運輸規則第46条に基づき、運輸局長の行う研修を必ず受けなければならない。

2. 整備管理者は、下表による場合は補助者に研修を実施しなければならない。

研修をしなければならないとき	教育内容
1. 補助者を選任するとき	整備管理者の服務要領の内容及び整備管理者選任前研修の内容 但し、整備管理者選任前研修の内容については、整備管理者の資格要件を満足する者には実施しないことができる。
2. 整備管理者選任後研修を受講したとき	整備管理者選任後研修の内容
3. 整備管理者の服務要領を改正したとき	改正後の整備管理者の服務要領の内容
4. 行政から情報提供を受けたときその他必要なとき	行政から提供された情報等必要な内容

第2章 車両の安全管理に関する業務

(日常点検)

第7条 法第47条の2項に基づき、車両を運行する乗務員に対し、その運行の開始前に別に定める日常点検実施要領により日常点検を確実に行わせなければならない。

(1) 整備管理者は、業務の執行に必要な情報を、補助者に予め伝達しなければならない。

(2) 整備管理者は、業務執行の結果について補助者から報告を受け、また、必要に応じて結果を記録・保存しなければならない。

(日常点検実施の徹底)

第8条 日常点検の順序、箇所、内容、方法及び判定基準について、乗務員を充分教育し、実施の徹底を図らなければならない。

(日常点検結果の確認処置)

第9条 日常点検の完了した車両について、乗務員より日常点検表により報告を受け確認しなければならない。異常を認めた車両については、当該車両の運行の可否を決定するとともに、運行管理者と連絡を密にしなければならない。

(定期点検整備)

第10条 定期点検整備計画を定め、これを確実に実施させ確認しなければならない。

(定期点検整備の種類)

第11条 定期点検整備とは、別に定める定期点検整備実施要領により1か月自主点検整備、3か月定期点検整備、12か月定期点検整備とする。

(整備計画の樹立)

第12条 年間整備計画を作成し、部品、予備品、機械工具等の購入計画を立案しなければならない。

(定期点検整備の実施)

第13条 定期点検整備の実施にあたっては、整備員の健康状態及び能力を考慮し、適切な作業配置並びに作業指示を行い確実な整備をさせなければならない。

(定期点検整備の記録)

第 14 条 定期点検整備を実施したときは、指定された定期点検整備関係書類に所定の事項を記載しておかなければならない。また、点検整備記録簿の写しを営業所（整備場等）に保管しなければならない。

（臨時整備）

第 15 条 定期点検整備を確実に実施することにより、臨時及び路上故障発生の防止を期さなければならない。発生した故障については、原因を調査し、速やかに整備しなければならない。

また、路上故障が発生した時は、必要な部品及び工具を手配し、直ちに現場に急行させる等、必要な指示を与えなければならない。けん引入庫の場合は道路交通法第 59 条の規定によるとともに、けん引ロープ取付け部の点検等、安全運行について指示を与えなければならない。

（車両欠陥事故）

第 16 条 車両欠陥による重大事故発生の場合は、直ちに車両課長に報告し、運行管理者と緊密な連絡をとり適切な処置を講じなければならない。

- 2 自動車事故報告規則（昭和 26 年 12 月 20 日運輸省令第 104 号）第 2 条の各号に該当する事故については、自動車事故報告書（別紙）を作成し、事故速報の措置を講じなければならない。

（試運転）

第 17 条 車両の試運転の場合は、大型免許資格者を選定し、試運転を行わなければならない。また、試運転コースは予め定めて置かなければならない。

（運行管理者との連携）

第 18 条 運行管理者と常に連携をとり、運行計画路線の状況等を熟知し、適正な配車について協力しなければならない。

- 2 日常点検については、運行管理者と密接な連携をとらなければならない。

第 3 章 車両管理及び資材調達に関する業務

（車両一般の管理）

第 19 条 車両の性能及び車両の整備の状況を確実に把握して、車両の適正な運営に寄与しなければならない。

- 2 自動車には自動車検査証を備え付け、検査標章を表示していなければならない。
- 3 継続検査を完了したときは、自動車損害賠償責任保険証明書の有効期限が自動

車検査証の有効期限を越えていることを確認し、自動車検査証とともに当該自動車に備え付けておかなければならない。

(車両の使用状況報告)

第 20 条 車両の効率的使用の改善に努めるとともに別に定める車両状況日報を所属長に提示する。

(部品工具管理)

第 21 条 車両部品の在庫量及び受払量について正確に把握するとともに、適正な使用を図らなければならない。また、部品の発注については整備計画及び整備状況を十分把握し、適切な発注をしなければならない。

(予備品の管理)

第 22 条 噴射ポンプ、電装品、タイヤ、バッテリー等の予備品について、完全な整備及び整理並びに適正な予備数の確保に努めなければならない。

(油脂、塗料の管理)

第 23 条 消防法に基づき、油脂及び塗料の管理をするとともに、在庫量及び払出量についても、正確に把握しなければならない。

第 4 章 車庫施設及び機械工具の管理

(車庫の管理)

第24条 在籍車両に対する適正な格納面積を検討し、車庫の収容能力の確保に努めなければならない。

- 2 車両の整備が充分できるよう所定の設備工具を管理しなければならない。
- 3 車庫の火災予防及び安全対策に留意し、事故のないようにしなければならない。
- 4 車庫内は整理整頓し、作業環境の改善に努めなければならない。

(機械工具の管理)

第 25 条 機械工具については、点検整備を実施し最良の状態で使用できるように努めなければならない。

- 2 機械工具については取扱責任者を定め、管理しなければならない。

第 5 章 整備員の労働管理及び教育

(作業管理)

第 26 条 整備員の勤務について毎日作業の内容、手順、時間、場所、人員構成等について指示し、整備の適正を図らなければならない。

- 2 整備員 2 名以上の共同作業については、そのつど作業責任者を定め適切な指示をしなければならない。

(安全管理)

第 27 条 作業の安全を期するため「整備管理マニュアル」の参照等により、安全作業に留意しなければならない。

(教育)

第 28 条 技術の研鑽に努め新技術の吸収、車両関係法規及び通達を熟知し、整備員の教育並び指導に努めなければならない。

- 2 車両課より配布される事故警報、教育資料等を整備員全員に周知徹底し、実施結果を記録保管しなければならない。
- 3 乗務員に対しても、随時車両構造及びその取扱方法について、適切な教育並びに指導をしなければならない。

第 6 章 旅客自動車運送事業の管理の委託

(整備管理規程の準用)

第 29 条 旅客自動車運送事業の管理の受委託を行っている場合における整備管理業務については、受託者の整備管理者服務規程を準用する。また整備管理にあたっては受託者との協力体制のもとに遂行するものとする。

(管理の受委託に係わる整備管理者の届出)

第 30 条 管理の受委託に係わる整備管理者の選任は、受託者の整備管理者服務規程の第 4 項により選任し、委託者が速やかに関係諸官庁に届出るものとする。解任の場合も同様とする。

(事故や路上故障発生時の緊急連絡及び協力体制)

第 31 条 自動車事故報告規則第 2 条に定める事故や路上故障が管理の受委託に係わる系統で発生した場合、別に定める当局と受託者との間における緊急連絡体制等に基づき協力して処理にあたるものとする。

(管理の受委託を行っている場合の事故報告書の提出)

第 32 条 管理の受委託を行っている場合において、自動車事故報告規則の定めによる自動

車事故報告は、委託者が関係官庁に提出する。